



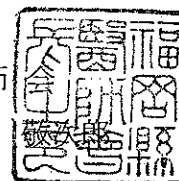
福県医発第1284号(保)

平成14年10月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について
(厚生労働省保険局長等通知)

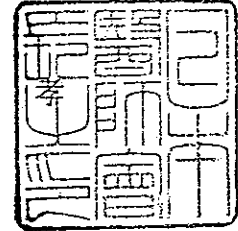
健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成14年政令第282号)及び健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成14年厚生労働省令第117号)が平成14年10月1日から施行されることに伴い、実質的な改正と併せ、片仮名書き・文語体の表記である健康保険法(大正11年法律第70号)及び健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)並びに健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部を平仮名書き・口語体に改められた。

これに伴い、従来の保険局及び社会保険庁関係の通知については、これらの通知中に記載される条項等は、当面、施行後の相当の条項等とみなし、その効力を維持するものとして取り扱い、今後順次通知の改正の都度、条項等を改めていくこととされ、厚生労働省保険局長及び社会保険庁運営部長より、関係機関へ通知された旨別紙のとおり日本医師会より連絡がありましたので、お知らせいたします。

また、公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給については、昭和48年10月30日保発第42号・庁保発第26号通知により取り扱ってきたところであるが、健康保険法等の一部を改正する法律等が平成14年10月1日から施行されることに伴い、同通知を別添のとおり改正し、平成14年10月1日から適用することとされ、厚生労働省保険局長及び社会保険庁運営部長から関係機関へ通知された旨併せて日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。(詳細については、別紙をご参照願います。)

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄



健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について
(厚生労働省保険局長等通知)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成14年政令第282号)及び健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成14年厚生労働省令第117号)が平成14年10月1日から施行されることに伴い、実質的な改正と併せ、片仮名書き・文語体の表記である健康保険法(大正11年法律第70号)及び健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)並びに健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部を平仮名書き・口語体に改められた。

これに伴い、従来の保険局及び社会保険庁関係の通知については、これらの通知中に記載される条項等は、当面、施行後の相当の条項等とみなし、その効力を維持するものとして取り扱い、今後順次通知の改正の都度、条項等を改めていくこととされ、厚生労働省保険局長及び社会保険庁運営部長より、関係機関へ通知されましたのでご連絡申し上げます。

また、公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給については、昭和48年10月30日保発第42号・庁保発第26号通知により取り扱ってきたところであるが、健康保険法等の一部を改正する法律等が平成14年10月1日から施行されることに伴い、同通知を別添のとおり改正し、平成14年10月1日より適用することとされ、厚生労働省保険局長及び社会保険庁運営部長より、関係機関へ通知されましたので併せてご連絡申し上げます。

(詳細につきましては、別添通知を参照されたい。)

《添付資料》

1. 健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係諸通知の取扱いについて

(平14.9.27 保発第0927004号・庁文発第2096号)

厚生労働省保険局長・社会保険庁運営部長)

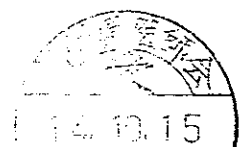
(平14.9.27 保発第0927005号 厚生労働省保険局長)

2. 「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」の一部改正について

(平14.9.27 保発第0927008号・庁保発第46号)

厚生労働省保険局長・社会保険庁運営部長)

(平14.9.27 保発第0927009号 厚生労働省保険局長)





保 発 第0927004号
庁文発第2096号
平成14年9月27日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

社会保険庁運営部長
(公印省略)

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う
関係諸通知の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第282号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成14年厚生労働省令第117号）が平成14年10月1日から施行されることに伴い、実質的な改正と併せ、片仮名書き・文語体の表記である健康保険法（大正11年法律第70号）及び健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）並びに健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部を平仮名書き・口語体に改めた。

従来の保険局及び社会保険庁関係の通知については、これらの通知中に記載される条項等は、当面、施行後の相当の条項等とみなし、その効力を維持するものとするものとして取り扱い、今後順次通知の改正の都度、条項等を改めていくこととしたので、御了知の上、今後の事務処理に遺憾なきを期されたい。

なお、今回の取扱いについて、貴管轄下の社会保険事務所、事業主、被保険者及び保険医療機関等関係機関に対しても、周知方特段の御配慮をお願いしたい。

（ 写送付先 社 会 保 険 事 務 所 長
地方社会保険事務局事務所長 ）



保 発 第 0927005 号
平成 14 年 9 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う
関係諸通知の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 102 号）、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 14 年政令第 282 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 14 年厚生労働省令第 117 号）が平成 14 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、実質的な改正と併せ、片仮名書き・文語体の表記である健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）並びに健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部を平仮名書き・口語体に改めた。

従来 of 保険局関係の通知については、これらの通知中に記載される条項等は、当面、施行後の相当の条項等とみなし、その効力を維持するものとするものとして取り扱い、今後順次通知の改正の都度、条項等を改めていくこととしたので、遺憾なきを期されたい。



保 発 第 0 9 2 7 0 0 8 号
庁 保 発 第 4 6 号
平 成 1 4 年 9 月 2 7 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

社会保険庁運営部長
(公 印 省 略)

「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の
支給について」の一部改正について

公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給については、昭和 48 年 10 月 30 日保発第 42 号・庁保発第 26 号通知により取り扱ってきたところであるが、高額療養費制度につき、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 102 号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 14 年政令第 282 号）により改正が行われ、平成 14 年 10 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、同通知を下記のとおり改正し、平成 14 年 10 月 1 日から適用するので、その取扱いにつき遺憾のないよう配慮されたい。

なお、今回の取扱いについて、貴管下の被保険者、事業主、船舶所有者、保険医療機関その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

4を次のように改める。

4 社会保険診療報酬支払基金における高額療養費の支払い

(1) 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、社会保険と公費負担医療の併用の者に係る診療報酬明細書及び「公」の表示のなされた診療報酬明細書（それぞれ高額療養費の支給に係るものに限る。）については、当該診療報酬明細書における総医療費から基準額（70歳に達する日の属する月以前の療養の場合にあっては72,300円に医療費のうち361,500円を超える部分の100分の1を加えた額、70歳に達する日の属する月の翌月以降の療養の場合にあっては、当該療養が外来療養であるときは12,000円、当該療養が入院療養であるときは40,200円。以下同じ。）を控除した額を保険者に対して請求すること。また、公費負担分については、それが支払基金において審査、支払いを行うものであるときは基準額を限度として当該公費負担医療実施者に対して請求し、それが支払基金において審査、支払いを行わないものであるときは、当該公費負担医療実施者は基準額を限度として保険医療機関等に対して支払うものであること。

(2) 支払基金は、70歳に達する日の属する月の翌月以降の入院療養において社会保険と公費負担医療の併用の療養と保険単独の療養が併せて行われる場合につき、保険単独の療養に係る一部負担金と公費負担医療に係る費用徴収額を合算した額が限度額（健康保険法施行令（以下「令」という。）第42条第2項第2号に掲げる者にあっては72,300円に医療費のうち361,500円を超える部分の100分の1を加えた額、同項第3号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者にあっては24,600円、同項第四号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者にあっては15,000円、それら以外の者にあっては40,200円。以下同じ。）を超えるときは、当該合算した額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

また、令第42条第2項第3号又は第4号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者の入院療養において、公費負担医療における費用徴収額が限度額を超える場合は、費用徴収額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

(3) (2)は、70歳に達する日の属する月の翌月以降の療養であって、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるものについて準用すること。

(4) (3)の一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養は、在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養及び当該療養を受ける者が当該療養を受ける月において当該療養を行う医療機関から受ける外来療養とされたこと。

（ 写送付先 社 会 保 険 事 務 所 長
地方社会保険事務局事務所長 ）



保 発 第 0927009 号
平 成 14 年 9 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の
支給について」の一部改正について

公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給については、昭和 48 年 10 月 30 日保発第 42 号・庁保発第 26 号通知により取り扱ってきたところであるが、高額療養費制度につき、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 102 号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 14 年政令第 282 号）により改正が行われ、平成 14 年 10 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、同通知を下記のとおり改正し、平成 14 年 10 月 1 日から適用するので、指導に当たり、その取扱いにつき遺憾のないよう配慮されたい。

4 を次のように改める。

4 社会保険診療報酬支払基金における高額療養費の支払い

(1) 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、社会保険と公費負担医療の併用の者に係る診療報酬明細書及び「公」の表示のなされた診療報酬明細書（それぞれ高額療養費の支給に係るものに限る。）については、当該診療報酬明細書における総医療費から基準額（70歳に達する日の属する月以前の療養の場合にあっては72,300円に医療費のうち361,500円を超える部分の100分の1を加えた額、70歳に達する日の属する月の翌月以降の療養の場合にあっては、当該療養が外来療養であるときは12,000円、当該療養が入院療養であるときは40,200円、以下同じ。）を控除した額を保険者に対して請求すること。また、公費負担分については、それが支払基金において審査、支払いを行うものであるときは基準額を限度として当該公費負担医療実施者に対して請求し、それが支払基金において審査、支払いを行わないものであるときは、当該公費負担医療実施者は基準額を限度として保険医療機関等に対して支払うものであること。

(2) 支払基金は、70歳に達する日の属する月の翌月以降の入院療養において社会保険と公費負担医療の併用の療養と保険単独の療養が併せて行われる場合につき、保険単独の療養に係る一部負担金と公費負担医療に係る費用徴収額を合算した額が限度額（健康保険法施行令（以下「令」という。）第42条第2項第2号に掲げる者にあっては72,300円に医療費のうち361,500円を超える部分の100分の1を加えた額、同項第3号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者にあっては24,600円、同項第四号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者にあっては15,000円、それら以外の者にあっては40,200円、以下同じ。）を超えるときは、当該合算した額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

また、令第42条第2項第3号又は第4号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者の入院療養において、公費負担医療における費用徴収額が限度額を超える場合は、費用徴収額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

(3) (2) は、70歳に達する日の属する月の翌月以降の療養であって、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるものについて準用すること。

(4) (3) の一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養は、在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養及び当該療養を受ける者が当該療養を受ける月において当該療養を行う医療機関から受ける外来療養とされたこと。